

JAフリーローン（ジャックス保証型）

（2024年4月1日現在）

ロ ー ン 名	JAフリーローン（ジャックス保証型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">●当JAの地区内に居住、または勤務（営業）している方●お借入申込み時点の年齢が満20歳以上で最終ご返済時の年齢が79歳以下の方●継続して安定した収入がある方●当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証を受けられる方●その他当JAが定める条件を満たしている方
資金使途	●生活に必要な一切のご資金とします。ただし、事業性資金は除きます。
借入金額	●10万円以上500万円以内（1万円単位）
借入期間	●6ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）
借入利率	●【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用します。 ※ただし、金融情勢の変化その他相当の事由により変更される場合もございます。
ご返済方法	●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済、特定月増額返済（毎月返済に加え6ヵ月ごとの特定月に増額して返済）のいずれかをご選択いただけます。ただし年2回の増額返済の割合は、お借入金額の50%以内とします。
保証人	●当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、保証人は必要ありません。
保証料	●金利内包型（お客様に支払っていただく金利に含まれます。） なお、保証料率は年2.3%です。
担保	●不要です。
手数料	●ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…不要 ②一部繰上返済の場合…不要
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none">●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または信用事業本部（信用事務部 信用事務指導課）（電話：088-821-6184）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合の信用事業本部（信用事務部 信用事務指導課）またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会仲裁センター（電話：089-941-6279）※1 岡山弁護士会仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）※2 ※1「利用者からの直接申し立てを可能としている」弁護士会を選定した場合 ※2「JAバンク相談所を通じての利用となる」弁護士会を選定した場合
その他	<ul style="list-style-type: none">●返済額の試算をご希望の方は当JA窓口へお申し付けください。●お申込みにあたっては、当JAおよび当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の所定の審査があります。審査の結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございます。なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。